

添付法令資料 5 :

航海活動管理に関するベトナム航海法典の若干の条項の細則を定める
ベトナム政府の議定 (目次)

2017 年 5 月 10 日付第 58/2017/ND-CP 号議定 / 17.07.01 施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 3 条)
- 第 2 章 海港及び航路の管理
 - 第 1 目 海港及び航路の建設投資 (第 4 条ないし第 8 条)
 - 第 2 目 海港、オフショア・オイルガス・ポート、埠頭、栈橋、浮標並びに水区及び水域の命名及び名称変更の規定 (第 9 条及び第 10 条)
 - 第 3 目 海港、オフショア・オイルガス・ポート、埠頭、栈橋並びに各水区及び水域の開放及び閉鎖の公布 (第 11 条ないし第 21 条)
 - 第 4 目 ベトナム海域における海港、航路その他の構築物の管理及び開拓 (第 22 条ないし第 27 条)
 - 第 5 目 国家資本により投資された埠頭及び栈橋のインフラストラクチャーの管理・開拓 (第 28 条ないし第 37 条)
- 第 3 章 航海信号及び航海通報の管理
 - 第 1 目 航海信号 (第 38 条ないし第 42 条)
 - 第 2 目 航海通報 (第 43 条ないし第 60 条)
- 第 4 章 船舶活動の管理
 - 第 1 目 船舶活動に対する一般的要求 (第 61 条ないし第 71 条)
 - 第 2 目 船舶に対する手続に関する一般規定 (第 72 条ないし第 81 条)
 - 第 3 目 船舶に対する電子手続 (第 82 条ないし第 86 条)
 - 第 4 目 入国し、出国し、経由し、海港に到着し、及び海港から出航し、並びにベトナム海域において活動する海洋船舶に対する手続 (第 87 条ないし第 98 条)
 - 第 5 目 海港に到着し、及び海港から出航する内陸水路船舶の手続 (第 99 条及び第 100 条)
 - 第 6 目 航海灯標 (第 101 条ないし第 105 条)
- 第 5 章 航海の安全及びセキュリティ並びに環境保護
 - 第 1 目 航海の安全及び航海のセキュリティ (第 106 条ないし第 115 条)
 - 第 2 目 環境保護 (第 116 条ないし第 119 条)
- 第 6 章 航海活動管理における協力 (第 120 条ないし第 123 条)
- 第 7 章 施行条項 (第 124 条ないし第 126 条)